

鳥取県公報

目次
◇ 條 例 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する條例

條 例

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する條例をここに公布する。

昭和二十八年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第一号

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の

生じた恩給の特別措置に関する條例

1 鳥取県吏員等恩給條例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「恩給條例」という。)に基く年金

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

たる恩給(以下「恩給」という。)(で鳥取県吏員等恩給條例臨時特例中改正條例(昭和二十五年八月鳥取県條例第四十四号)附則第二項第一号に規定するもの)については、昭和二十八年一月分以降、その年額を、鳥取県吏員等恩給條例臨時特例(昭和二十四年三月鳥取県條例第六号。以下「臨時特例」という。)(附則第十五條に規定する退職料年額計算の基礎となつた俸給年額(以下「旧基礎俸給年額」という。)(にそれぞれ対応する別表の假定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、恩給條例及び臨時特例の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和二十二年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給で恩給條例上の在職年が二十五年以上の者に係るものについては、旧基礎俸給年額が四千三百二十円をこえるものを除き、その旧基礎俸給年額の一段階上位の別表の旧基礎俸給年額(旧基礎俸給年額が四百八十円未満の場合においてはその俸給年額に六十円を加えた額)を当該恩給の旧基礎俸給年額とみなして前項の規

定を適用する。

3 昭和二十二年七月一日から昭和二十三年六月三十日まで
 までに給与事由の生じた恩給で、その旧基礎俸給年額が、
 当該恩給の給与事由が昭和二十二年六月三十日に生じたもの
 とした場合における旧基礎俸給年額に相当する別表の旧基礎
 俸給年額の二段階(公務に因る傷病のため退職又は死亡した
 者に係る恩給については三段階)上位の別表の旧基礎俸給年
 額をこえることとなるものについては、当該二段階上位の
 旧基礎俸給年額(公務に因る傷病のため退職又は死亡した者
 に係る恩給については当該三段階上位の旧基礎俸給年額)を
 当該恩給の旧基礎俸給年額とみなして第一項の規定を適用す
 る。但し、改定年額が改定前の年額に達しないときは、改定前
 の年額をもつて改定年額とする。

4 前三項の規定による恩給年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

別 表

旧基礎俸給年額	仮定俸給年額
四八〇円	六二、四〇〇円
五四〇	六四、二〇〇
六〇〇	六八、四〇〇
六六〇	七三、二〇〇
七八〇	七八、〇〇〇
九〇〇	八二、八〇〇
一、〇二〇	八七、六〇〇
一、一四〇	九三、六〇〇
一、二六〇	九九、六〇〇
一、三八〇	一〇六、八〇〇
一、五〇〇	一一五、二〇〇
一、六二〇	一二三、六〇〇
一、七四〇	一三二、〇〇〇
一、九二〇	一四一、六〇〇
二、一〇〇	一五一、二〇〇
二、二八〇	一五六、〇〇〇

二、四六〇	一六八、〇〇〇
二、六四〇	一七四、〇〇〇
二、八八〇	一八六、〇〇〇
三、一二〇	一九九、二〇〇
三、三六〇	二一三、六〇〇
三、六〇〇	二二八、〇〇〇
三、八四〇	二四四、八〇〇
四、三二〇	二六四、〇〇〇
四、八〇〇	二八三、二〇〇
五、二八〇	三〇二、四〇〇
五、七六〇	三三八、四〇〇
六、二四〇	三九〇、〇〇〇
六、七二〇	四四七、六〇〇
七、二〇〇	四九四、四〇〇
七、八〇〇	五四六、〇〇〇

旧基礎俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、旧基礎俸給年額が四八〇

円未満の場合においてはその年額の百三十倍に相当する金額を、旧基礎俸給年額が七、八〇〇円をこえる場合においてはその年額の七十倍に相当する金額を、それぞれ仮定俸給年額とする。